

令和 2 年 3 月 9 日  
東京税関成田航空貨物出張所

各 位

成田航空貨物出張所南部事務所における通関処理体制の変更について

行政需要に対する適切な対応及び効率的な業務運営を図るため、成田航空貨物出張所南部事務所における通関処理体制等を変更しますのでお知らせします。

1. 変更日

令和 2 年 4 月 1 日（水）

2. 通関部門担当事務の変更（変更箇所：下線部）

変 更 後		現 行	
部門名	担当	部門名	担当
通関第 14 部門	<u>輸入貨物 0 1 ～ 9 7 類</u>	通関第 14 部門	輸入貨物 0 1 ～ 6 0 類
		通関第 15 部門	輸入貨物 6 1 ～ 9 7 類
<u>通関第 15 部門</u>	<u>輸出貨物</u>	通関第 16 部門	輸出貨物
<u>通関第 16 部門</u>	<u>戻し税等（※1）</u>	通関第 17 部門	戻し税等
<u>通関第 17 部門</u>	<u>生鮮、SP 等（※2）</u>	通関第 18 部門	生鮮、SP 等

3. 新 NACCS 部門コード

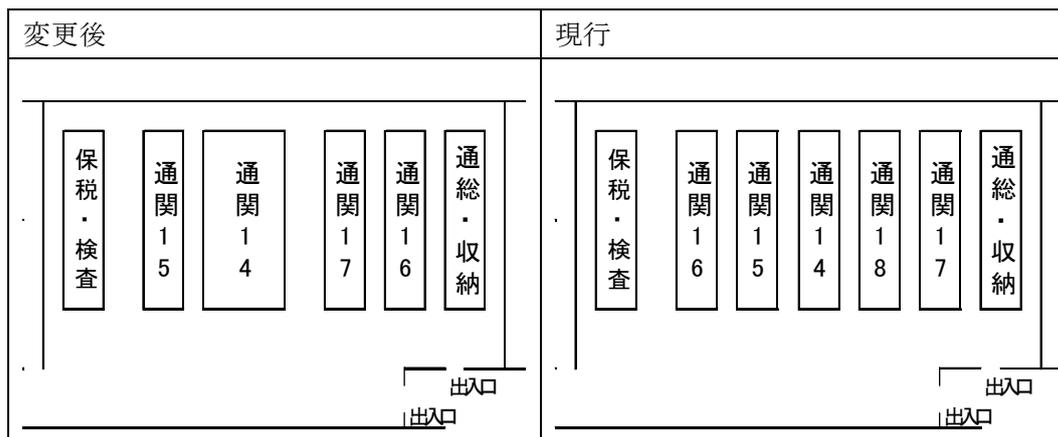
部門名	部門コード	担当
通関第 14 部門	14	00 類、輸入（一般）01～97 類、9814、9901～9963、9981
通関第 15 部門	15	輸出
通関第 16 部門	16	戻し税（※1）
通関第 17 部門	17	輸出入（生鮮、緊急、SP・OBC 貨物）01～97 類、9817、9901～9963、9991（※2）

※1 定率法第 19 条の 3 に係る輸出入申告については、「あて先部門」欄に「16」を入力願います。

※2 個人・自社による輸出入申告については、「あて先部門」欄に「17」を入力願います。

※3 部門コード「14、15」あての一般輸出入貨物を平日午後 5 時以降申告する場合であっても「あて先部門」を変更する必要はありません。

4. レイアウト変更（南部事務所2階）



5. 申告書のあて先、提出先部門についての留意点

(1) 3月31日までに申告された区分1申告書の4月1日以降の提出先について

- ① 現行第14部門、第15部門宛申告分については、すべて新第14部門宛提出をお願いします。
- ② 現行第16部門宛申告分については、新第15部門宛提出をお願いします。
- ③ 現行第17部門、第18部門宛申告分については、新第16部門、新第17部門宛提出をお願いします。

(2) 3月31日までに申告事項登録（IDA、EDA等）を行い4月1日以降に申告する申告書の宛先、提出先について

体制変更後の担当に応じた新部門となりますので、IDA等であて先部門を変更のうえ提出してください。ただし、最初のIDA時に、あて先部門を強制入力した場合は、訂正のIDA時に、新あて先を強制入力しないとシステムにより同じあて先部門が表示されますので留意願います。

3月31日までに予備申告を行い、4月1日以降に本申告をする場合はあて先部門の変更は不要ですので、体制変更後の担当に応じた新部門へ提出願います。

3月31日までに申告（IDC、EDC等で予備申告を含む）した区分2以上の申告は、3月31日中にあて先部門へ提出（電子申告においてはMSX）するよう願います。

(3) IBP申告書の提出について

3月31日までに行われたBPに係るIBP申告書の提出は、体制変更後の担当に応じた新部門に提出して下さい。

なお、3月31日までに行われたBPに係るIBP申告を4月1日以降に行う場合は、システムによりBP申請時の提出部門（旧部門）が表示されますので、体制変更後の担当に応じた新部門を強制入力して頂く必要がありますので留意願います。

(4) 修正申告及び更正請求について

3月31日までに輸入許可された申告に対する4月1日以降に行う修正申告（事後調修正を含む）及び更正請求は、体制変更後の担当に応じた新部門に提出して下さい。

（問合せ先）

通関総括第4部門：0476-33-0561